"明日では遅すぎる" いまから改善を

留萌市防火調査および計画報告書

空前の超危険率

―"ルモイ"氏の防火診断結果―

「留萌市は、もともと風が強いことで全国的にも首位にあり、しかも同じ木造であつても、その程度が他都市に比らべ劣るものが多いことなどから、現状の火災危険率は全く他に類例がない程に高い」―これは昨年留萌市が日本科学防火協会に予算十五万円をかけ調査を依頼した「留萌市防火診断書」の一章です。

留萌市では、現在の火災危険度がどの程度で、将来どうした対策が必要かと言う課題を解決するため、専門家で構成されている日本科学防火協会に調査を依頼していましたが、64頁にわたる分厚い「留萌市防火調査および計画報告書」がこの程まとめられて来ました。

「防火には私もあなたも責任者」とはよく言われますが、防災は他人まかせであつてはなりません。

四月は春の火災予防運動が始まります。今月はこの報告書をもとに、火災都市―留萌にメスを加わえてみました。

現状の火災危険率

あらゆる留萌市の現状を検討した結果、火災危険率は五、五パーミリ（千分率）、町別の最高危険率は十二、〇六パーミリ（千分率）であることがわかりました。

北海道は日本で最も火災危険の高い地域と言われますが、高いと言われた小樽市三、八七、釧路市三、〇八をもはるかに上廻つている。

又各町別の危険率でも、小樽駅前の稲穂町が八、一九、釧路市の繁華街（末広町）が七、〇〇であるのに対し、留萌市の錦町は、文字通り桁違いの十二、〇六との超高率を示めし、「空前の新記録」と報告書では言つています。

従つてこれを検討すれば昭和三十三年五月の元町大火のようなものは、十二、十三年に一度の割合で留萌市のどこかに発生すると推定され、この火火による焼失建物の平均面積は元町大火の二、三倍、その損害額は十倍近い高額にのぼるだろうと推定されています。

―調査にあたられた方々―（敬称略）

東京大学教授、工学博士　日本科学防火協会会長　浜田稔
損害保険料率算定会、災害技術研究室副長、工学博士　井沢良泰
損害保険料率算定会理事災害技術研究室室長、工学博士　岡島慶三郎
東京大学助教授　岸谷孝一
日本科学防火協会専務理事　豊島利右エ門
日本住宅公団調査研究課長、工学博士　碓井憲一
日本科学防火協会常務理事　村井栄一

もし元町大火と同じことが港町や錦町に発生したとすれば、留萌市にとつて壊滅的打撃となることは、火を見るよりも明らかである。つまり留萌市の平均危険率のうち大半が大火への危険率であると言う診断結果が出されています。

防火改善とその効果

留萌市の防火診断は、まれに見る重態であると結論され、留萌氏（市）には次の治療法が必要であると言われました。

科学療法として
水薬、水利を増強する
膏薬を貼る（建築基準法第二十二条の適用）
また、外科療法として整形手術をし
背骨を入れる（防火建築帯を設ける）
切開摘出と造肉（木造建物の半数を防火木造に改修し、その防火木造の開口部に建築基準法に定める防火戸を付ける）
及び、これらを組合わせた複合治療法として
○水利増強と防火建築帯
○水利増強と防火改修
○防火建築帯と防火改修
○防火建築帯、防火改修にあわせた水利改善

以上のように単独に、又は複合した対策をすると、留萌市の火災危険率は低くなるが、その防火改善には他都市以上の努力が必要である。

しかしこれは一人市だけで実現出来るものでなく、市民の積極的な協力なくしては目的がかなえられない。例えば防火壁とか防火帯の設置などはその代表的なものである。

いずれにしても防火治療（対策）はとりあえず次のことが急がれる。

防火地域の新設と準防火地域、二十二条指定区域の拡大

防火地域は経済的負担の問題もあるが、留萌市のように火災危険率が高く、強風市街地には最適なので、是非実現する必要がある。

また市街中心部に二線、（四面の図参照）延長約一千七百五十米の防火建築帯の造成を勧告する。

準防火地域は現状のものを大巾に拡張すること。つまり現在二十二条指定区域中で、中心部に近い部分は準防火地域へ格上げする。

市街中心部の防火改修も必要であるが、比較的難事業で、ことに古い家屋が多い市街地では厄介であること、留萌市の財政事情から考えて、これは準防火地域の拡大指定によつて、自然に改善される日を待つ。

防火建築帯　密集する市街地での延焼を防ぐため設けます。従つて道路に面する両側の建物を全部、しかも完全に防火構造にするわけで、これによつて道路の両側に、あたかも二本の防火建築の帯が出来ることから、こう呼ばれます。これには市民の協力が要望されます。

二十二条指定区域　建築基準法第二十二条によつて決められる地域のことで準防火地域の他に火災の危険が大きい地域を、準防火地域に準じて柾屋根をトタン葺にするなどの防火建築にするよう決める地域を言います。改善には市の住宅改修資金の融資もあります。

建築基準法、消防条例の厳守など

留萌市はこの法違反が非常に多い。指導、監督の事務が適確に実施し得るように機構を整備し、法令を厳守すべきである。なお木造のモルタル塗は木材の腐朽を早めるとの説もあるが、土台、柱下、ことに台所、湯殿廻りにはクレオソート等の防腐材を塗布することによつて、安易にかつ著るしく改善されるから、ぜひ励行されたい。

消防力の増強

現在のポンプ車については七台中三台の老朽車を新車に替える。近い将来にはポンプ車を十一台にすることが望ましい。

水利は著るしい不足である。上水道は敷設後長年を経たものが多くて、水圧は低く、これを補うべき貯水槽も著るしく不足である。

これらは市街地が現状程度の密度であるとしての必要な改善策であり、将来市街地の拡大又は密集化したときには、それにあわせた消防力の増大が必要であろう。

発災時対策への準備

防火改善途上において不幸にして集団的に被害を受けるような大火、大地震、風害などの発災時には、禍を転じて福とする心構えを今から堅持し、大きな災害を受けたとき「復興は復旧」だけに止まらないようにすべきである。

火災は少なく出来る

火災上まれに見る危険市である留萌市とは言え、これらの改善が行われた暁には、全市平均火災危険率五、五〇パーミリが、理想とする二パーミリに及びはしないが、三、一八パーミリと改善され、かなり大巾な効果を上げ、文字通り汚名が返上されるのは夢ではない。

以上のような改善に要する費用は、消防力増大は年度割で行うこととし、準防火地域と二十二条指定区域の強化は、市の財政上は関係職員その他事務費の若干の増加でこと足り、市民の個人負担は新築に限られ、かつ普通の建築物に対しては防火木造程度であるから大したことはない。

防火建築物は総額としては大きいが、これは自然の改築を補助金で促進するものなので、やはり年度割になるので、実施に踏み切つてもらいたい。

と力説しています。

火災は一部の力ではなくなりません。市民全部の注意と改善への努力なくしては絶滅することは出来ません。

危険図を見てあなたの家の危険度をもう一度確めるなり、家の見やすい所にはつて「毎日の注意と明日からの改善」への指針にして下さい。

消防署の立場から

防火改修に協力を

消防施設は五カ年計畫で

留萌市は火災上全国稀有の危険都市と診断され、この対策として防火建築帯の造成、裸木造建物の防火改修、消防力の強化、柾葺屋根の不燃化等を行わなければ危険率を低減することが出来ないと勧告されていますが、これ等に要する経費は、およそ二十億円であり早急に改善することは困難な実情にあります。

しかし、これを放任することは、いつか昭和三十三年の元町大火以上の大火が発生することが予想されるので、市民は先づ建築に関する防火についての法規、（建築基準法並びに留萌市火災予防条例）を充分厳守して頂くことが、留萌市から火災を減少し大火を発生させない早道であります。およそ社会生活をする上には、人に迷惑をかけないは又人からも迷惑をこうむらないと云うことが必要であろうと思います。

建築に関する防火の規定もこれに則つてあるわけで家屋を建る場合、敷地の割合を守つたり、壁を防火構造にしたり、屋根を不燃材料で葺いたり、又は木造建物は地域により一定の制限を受けたりすることは、例え隣りから火災が発生しても自分の家には移らず、自分の家から火が出ても隣家に移り迷惑をかけることはありません。

大火の原因となるものはとかく建築に関する防火の規定を完全に守つて家を建てたか否かに左右されます。

木造都市においては、いかに消防力を強化しても、市民の建てる建物が法を無視して敷地一ぱいに建てたり、準防火地域内において木造で延百五十坪以上の建物を防火構造もしないでバラックに近い木造建物をどんどん建てたとしたら、今日以上の火災上危険な都市になることは間違いありません。

消防署としては防火地域の設定、準防火地域を拡大し消防力の強化を一日も早く実現することを望んでおります。

消防力の強化についてはさしあたつて本年から五カ年計画で人員の増加、消防ポンプ自動車の更新、消防水利の強化整備等は第四期水道拡張工事に並行して実施する計画でありますが、なんと云つても留萌市の現状では、違反建物がかなり多いので、あらゆる機会をとらえ指導監督しております。

しかし、まだまだ法令は厳守されておりません。留萌市の過去の主なる火災はすべて違反建物から発生していることから、市民各位が充分自覚されて法を守り火災危険の不安から一日も早く脱却されんことを切に望む次第です。

留萌市勢回顧表　十回

年号　明治

年　二一

史実

○九月江刺家郡書記から佐藤戸長宛、増毛以北定期航路に対し、補助交付の意向ありや否やの照会を発する。即ち

「―略―然ルニ増毛以北ハ人造の道路未ダ開ケズ、多クハ沙汀ヲ履ミ渓流ヲ渉リ山間ヲ上下シ貨物ノ運輸ヲ託スル不能ハ勿論後日道路大ニ開通スルノ日アルモ地勢上海運ノ便ニ任サルヤ必ナリ、然リ、而シテ当地方海運ノ便未ダ曽カラズ小汽船ノ航行繁多ナルガ如シト雖モ、溯風声荒ク波涛天ニ張ルノ候ニ至リテハ、其ノ航海ニ堪エルノ船舶ニ乏シク増毛以北ノ交通全ク絶エ物価ノ標準ヲ失フ耳ナラズ。商業ニ従事シ殖産ノ業ヲトルノ徒、営業上最モ肝要ナル将来ノ方針ヲ知ルノ途ナク、其ノ不便実ニ察スルニ堪ヘタリ。又一朝事変ニ会シ焦眉ノ急アルモ之ヲ訴フルノ便ナク、住民飢餓ニ往キ愁苦ニ叫ブモ之ヲ救フノ途ナク、交通ノ不便ヲ生ズル不幸ヲ来スヤ夫レ如斯豈痛測寒心セザルヲ得ンヤ、略若シ三、四百屯位ノ堅牢ナル汽船ヲ以テ四時絶エズ、定期航海ヲ営ムモノアルトキハ若干ノ補助ヲ給セラルルヲ得ベキヤ、特急承知仕度言々」

右ニ対シ「増毛以北宗谷間定期航海汽船ニ補助方申越ニ付回答之件」次の如し。

「―略―増毛以北宗谷間ノ航海一ケ月一回位トシ、毎回往復トモ必ラズ留萌港ニ寄泊スル事ニ定メラレ候ニ於テハ部内ヨリ一ケ年五十円位補助金ヲ支出ノ様昼カ可致見込ニ有之―言々」

○移入―白米、味噌、清酒、醤油、木綿、莚、密柑、砂糖、煙草、塩、大豆、小豆、荒物、瀬戸物、金物、綿、石油、種油、網、木材、板、写真、畳、薄べり、雑貨

○移出―干鯡、胴鯡、身欠鯡、外割鯡、鯡白子、鯡鱗、鯡油、鯡数ノ子、鯡笹目、鯡粕、塩鱒、鱈骨、干粕、鮑頭、雑昆布細目

○道庁に林務課設置全道を五方面十八区に分ち毎小区に課員派出所を置き、技手、雇員若干名及び官林巡視人、守人二十余名を配分し毎方面に技手一名を派して之を監督せしめた。留萌には「北海道庁第二部林務課員留萌派出所」が置かれた。

○港湾移出入実績
移入　一八、六九二円
移出　一一二、二八五円

二二

○明治憲法発布
○六月留萌川に渡船場設ける。
○十月市特別功労者原田太八、富山県西ト波郡石提村に生れる。
○十一月北海道炭鉱鉄道会社創立。
○十二月農家十一戸（男十四、女六）

二三

○第一回帝国議会開かれる。
○府県郡制を実施
○教育勅語発布
○総人口四〇、九六八、〇〇〇人
○戸長　伊山徳次郎（七代戸長）
○戸数　三百十五戸、人口一千二十六人（中土人四三）

豫算など原案可決

定例市議會

総額580.516.577円

三十五年度第一回定例市議会は、去る三月十日から十九日までの十日間開かれ、三十五年度各会計予算などを原案通り可決しました。

この議会は、予算を決めることを主なる議題としていることから一般に「予算議会」とも言われますが、別に特集しました内容の施政方針を橋本市長から明らかにされ、これにあわせた新年度予算は、一般特別両会計をあわせ総額五億八千五十一万六千五百七十七円と決まりました。

なおこの議会では議案三十五件を原案可決、報告五件を承認、請願十件を採択した他議案二件、請願一件報告一件をそれぞれの委員会に付託継続審議としました。

議決された新予算

総予算額は五億八千五十一万六千五百七十七円と原案通り可決されました。

予算の中には市政の動脈をあずかる一般会計と特別会計とに二大別され、特別会計の中には上水道、国民健康保険東病院、同西病院、国民健康保険、診療所、恩給基金、奨学資金の七会計予算にわかれています。

予算編成の基礎は
健全財政の確立
消費的経費の削減
投資的経費の増
を三大方針にしており、

一般会計　四億九十九万四千九百八十二円は前年予算額に比らべ七%の増であります。

投資的経費は一億二千五百四万六千二百六十円を計上、前年に比らべ約三千四百二十九万円と大巾に増加しています。

又消費的経費は、これ以上削減することが出来ない程度まで抑制しています。（予算の内容は施政方針を参考にして下さい。）

議決された主な条例

○**留萌都市計画花園土地区画整理事業施行規程**　本年施行される花園地区の都市計画事業を行うためのもの。土地所有者、借地権者の代表者と学識経験者の計十名で構成される審議会を設け、事業の適正運営をはかるほか、土地の評価地積の確定や清算は全てこの条例の定めによることなどが決められている。

○**留萌市生業資金貸付条例**　これは、生活困窮者のうちで自立更生をしようとしている市民に、生業資金を貸付けるもの。生業資金は一世帯十万円以内で、一年据置五年以内で分割償還する。利子は年五分、据置期間は無利子

○**留萌市公園条例の一部を改正する条例**　先きに決めた公園条例のうち、公園で「はり紙やはり札」をすることを禁止、広告を表示するときは、市長の許可を必要とし、その時は一平方メートルにつき一月二十円の使用料をとることを、新たに決めたもの。

○**墓地管理手数料徴収条例を廃止する条例**　但し以前に課した手数料だけは徴収する。

○**留萌市営火葬場使用条例**　火葬場を使用するときは市長の許可を受け、火葬許可証を交付、次のように使用料を徴収する。（内は幌糠火葬場）
寝棺　一体につき千三百円（六百五十円）
座棺　十五才以上一体につき九百五十円（五百円）
五才以上十五才未満一体につき七百五十円（四百円）
五才未満一体につき五百円（三百円）
死産児　一体につき二百五十円（百二十円）
死体の一部　一個につき百五十円（百二十五円）
えな及び産汚物　一個につき五十円（一）

○**留萌市税条例の一部を改正する条例**　ミシン、犬、広告の三つの税を廃止することと国民健康保険事業の適正運営をはかるため、保険税を値上げするもの。

○**留萌市民會館使用条例を廃止する条例**

○**留萌市議會々議規則の一部を改正する条例**　議会の開会時間を、午前九時となつていたものを午後一時に改正したもの

議決された主な議案

○**三十四年度各會計追加更正予算案**　現在まで予算を執行して来たものを、計数整理しこれで決算を進めようとするもの。

○**市有地賣却について**　六十六件、一万二千五百七十四、三一坪を約八百十七万円で売却しようとするもの。

○**留萌青年學級の開設について**　三泊、礼受、藤山、中幌糠、幌糠、峠下、樽真布の七地区で開設する。

○**不動産賣買契約締結について**　住宅団地とするため、大和田炭鉱の土地、建物を約四百二十万円で買い受けるもの。

採択された請願

△学校の常勤使丁配置方に関する請願△留萌青年会議所に対する補助金支出に関する請願△火葬場休憩室の改築補修に関する請願△留萌交通安全協会に対する助成金支出並びに車検場設置方についての請願△留萌市西五号道路に街灯施設に関する請願△ソ連材輸入に関する請願△市有地売却に関する請願△酪農振興に対する補助方について△浜中町に小型動力ポンプの配置方について△留萌中央青果物卸売市場に対する融資斡旋方について。

委員會付託された請願

△市有林地の一部売却方に関する請願（経済）

（一面施政方針のつづき）

廳舍（サービスセンター）の新築

公聴活動で市民の声反映

明るい窓口で市民にサービス

市庁舎は最近行政事務が複雑、増大したため狭隘しかも本庁のほか数カ所に分かれて執務しているため、市民の皆様に非常な不便をかけ、更には行政事務の遂行上極めて支障が大きいことは、論をまたないところであります。

そこで本年度から三カ年計画で総合庁舎の着工を期したいと考えています。

又市民の日常生活にもつとも身近かな関係をもつ市政の機構は、市政運営のあり方が市民に正しく理解され市民の意向が正しく、かつもれなく反映される民主的、能率的なものでなければならぬと信じます。

このような要請に応え一部事務分掌を改革して市民に対するサービスの向上に一層力を入れるほか、人事管理においてはその刷新をはかるため、一般的に上級学校卒業者を漸増、平均年令低位化のための交替をはかるなど人事の適正をはかると共に、職員の福利厚生をはかつて健康で、明朗な職場を作りあげ、行政の運営及び市民に対する良きサービスマンとしての万全を期したいと考えています。

記念事業と観光客誘致

この他本年はあたかも留萌市のいまある発展に一ページを飾つた築港着工、鉄道開通五十周年にあたりますので、観光シーズンを中心として意義ある記念行事を展開、市民と共に往時を追懐、将来への決意を新たに致したいと思つています。

市民による市民の市政へ

なおこれらの施策を実情に即してスムースに推進するため、広報、公聴活動を通して、本当に市民の施策としたいと考えています。

主なる予算

△市総合庁舎本年度分二千万円
△観光事業四十万五千円

☆　☆

宅地（沖見町）を分譲

9日まで市財政課へ

住宅建設敷地として市有地を分譲致しますから、買受希望者は、市役所管財係まで申込んで下さい。

一、分譲土地の場所
市内沖見町　十区画

二、分譲予定価額
区画により坪当り価額が千五百円以上、千四百円以上、千三百円以上の三通りです。

三、代金納入方法など
売買契約締結と同時に納入することが原則でありますが、買受希望者の実情等により年賦又は月賦等についても御相談に応じます。

四、分譲の条件
住宅敷地としての分譲ですから契約してから二年以内に確実に住宅を建築出来得る方に限ります。

五、申込受付期間
御希望の方は四月四日から四月九日までの間に申込んで下さい。

六、其の他
同一区画内に申込人二人以上ある場合は見積合せに依り価額を決定しますが、その他不明の点は管財係に問合せ下さい。

編集後記

○―入学式などに始まる四月の行事は盛沢山、ある面から言えば正月に似るところがある。

留萌市も四月一日から新しい年度に変わり、新予算で市政が進められる。

この時にあたり橋本市長は、力強い希望に満ちた施政方針を明らかにした。

○―さて春への開放感から気のゆるみ勝ちなのも四月、これから火災の危険が多くなります。

他人まかせでは火災をなくすることは出来ません。

各地では住民が自主的に不燃化建築物の実現に立ち上つたと報じられています。

留萌市でも不燃化への市民運動を起し燃えない都市の実現をはかりたいものです。

○　関係者の努力が実り、待望の「愛の鐘」が一日から鳴りわたる。

「迷える小羊達よ、家へお帰りなさい」と母の声がわりとなつて呼びかけるメロデーが、世の大人達の自覚をも促がし、青少年の不良化防止は、青少年の責任ではなく、大人達の責任であることに目覚め、明るく健康な社会環境を一日も早く作りあげたい。

お知らせ

市役所の執務時間變更

市役所の執務時間は、四月一日から午前八時半から午後五時までと変更になります。

冬の間は市民の皆さまにご迷惑をかけていましたが、これによつて三十分早く始まり、三十分遅く終るわけです。

なお昼休みは正午から午後一時までです。

（総務課）

企業診断の申込み

最近の企業経営は、科学的、計画的に進めなければならないと言われていますが、こうした企業の指針となる企業診断を行うことになりましたので、お申込み下さい。

診断は道商工指導所が直接あたりますが、希望の商店、工場などは四月二十日まで、市商工係に申込んで下さい。

申込用紙は係に備え付けております。

（商工係）

し尿汲み取りの申込み

自動車による汲み取りが始められます。

冬の間は捨場の関係から汲み取りを休んでおり、市民の皆様に大変不便をかけておりましたが、四月四日から作業を始めることになりましたので、御利用下さい。

申込みは、市厚生課清掃係（電話二七〇番）へ申込み下さい、作業員は受付けません。

料金は汲み取り後別に徴収員が集金に参ります。なお汲み取り量を計るときは、必ず家族の方が立ち合つて下さい。

料金は汲引車、馬車（市の許可を受けた業者）とも同じで次の通りです。

四月一日―十一月三十日
十八リツトル（一斗）につき十一円
十二月一日―三月三十一日
十八リツトルにつき十三円七十五銭
（十八リツトル未満は十八リツトルとして計算）

（清掃係）

野犬狩り　畜犬は必らず繋留を

先月から始められた野犬狩りは、四月十日まで続けられます。

野放しされたものは、全て野犬とみなし、毒殺しますので、畜犬は必らず繋留して下さい。

もし放し飼いの犬が殺されたとしても保償はしませんから御注意下さい。

（厚生課）

自衛隊員の募集

三十五年度第一次自衛官の募集が、四月十五日まで行われています。

希望者は留萌市役所総務課、庶務係へお問い合せ下さい。

採用人員
二等陸士　約四千名
二等海士　約二百名
二等空士　約五百名

応募資格
日本人で心身共に強健な男子
中卒程度の学力を有し三十五年六月一日現在十八―二十五才の者

受付期間
三月一日から四月十五日（金曜日）まで

試験期日
四月二十六日（火）から五月十日までの間

（総務課）

小中學校の入學式

市内各小中学校の入学式は、四月六日中学校、同五日には小学校（樽真布小だけは六日）と一斉に行われます。

ことに今年新らしく小学校に入る子供をお持ちの家庭では、準備が終つたでしようか。

当日になつてあわてないように、もう一度確かめてみましよう。

新、改築は相談所へ

留萌市建築相談所

留萌市は全国でも折紙つきの火災危険都市と指摘されましたが、市民の自覚も高まり相談所の窓口を訪れる人が増えています。

昨年は一年間に百七十四件の相談が持ち込まれ、市消防署では現場にも出かけ相談にのつています。

家を新築される方、あるいは増改築される場合にはまず気軽るに相談所を訪れて下さい。

（消防署）

ごろはね運転に注意

雪どけになると自動車の活動が活溌になつてくる。

この頃に困ることの一つに汚はね運転の横行があります。

泥沼のような道路を通行人の迷惑も一向おかまいなしにスピードを出して走るのがそれです。

運転者は通行人からとかくの非難を受けないようにもう一度法規を確かめ、厳守して下さい。

道交法施行令には次のように規定されています。

第十七条　車馬の操縦者は左の事項を厳守しなければならない。

第十号　ぬかるみまたは水たまりの場所を通行する場合においては泥土汚水等を飛散させて他人に迷惑をおよぼすことがないように汚よけ器を備えるかまたは徐行するなどして車馬を操縦すること。

違反をすれば三千円以下の罰金に処せられます。

（留萌警察署）